

入園に関する個人番号等の確認票

必ずご確認ください。

確認事項に✓を記してください。確認日とご署名をお願いいたします。

確認事項		確認欄
①	子どもの利用者負担額等の算定のために必要な世帯状況の確認のため、以下の世帯員について、個人番号の記載に同意願います。 ●申請者の配偶者 ●同居の祖父母 ●身体障害者手帳等を所持している世帯員	<input type="checkbox"/>
②	マイナンバー法を利用し、令和2年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額等を決定します。 平成31年(令和元年)の申告がされていない方は申告をしてください。(令和2年1月1日以降に転入された人)	<input type="checkbox"/>
③	保育所入所にあたり、市及び保育所では番号法により、正しい番号であることの確認(番号確認)及び手続きを行っている者が正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行う必要がありますので、ご承知をお願いします。	<input type="checkbox"/>
④	申請書類は、入園月の状況で記載してください。	<input type="checkbox"/>

上記確認事項について、確認のうえ承諾しました。

年 月 日

申請保護者氏名(自署)

※自署の場合は印は不要です。

※ 上記の確認事項を確認願いましたら、本人及び申請に必要な世帯員の個人番号が記載された証明(通知カード等)及び、申請保護者の身元が確認できる証明をもって、第一希望の施設へ申請してください。なお、代理人が申請される場合は、以下の欄を記載してください。

(本人確認に必要な証明の例)

①個人番号カード、②通知カードと運転免許証など官公署から発行された書類その他これに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されたもの

申請保護者の代理人として、個人番号を提供することの証明

以下の該当欄に✓を記したうえ、必要な書類又は必要事項を記載してください。

- 申請保護者の法定代理人。  
・戸籍謄本その他その資格を証明する書類
- 委任代理人(以下を記載すること。)

申請保護者の代理人として、個人番号を提供することの委任状

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則第6条第1項第2号に定める代理人として、以下のとおり必要な権限を委任します。

○委任者(申請保護者)

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

印 \_\_\_\_\_

○代理人

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

申請保護者との続柄 \_\_\_\_\_

※申請にあたり、申請保護者の代わりに身元確認ができる証明が必要となります。

確認欄(保育所等が使用します。)

○番号確認(確認した世帯員に○を記すこと)

利用子ども ・ 申請保護者 ・ 配偶者 ・ 祖父 ・ 祖母

その他( \_\_\_\_\_ )

○本人確認(確認に使用した証明に○を記すこと)

個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 旅券 ・ その他( \_\_\_\_\_ )

確認者

職名 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

## 入園に関する個人番号等の確認票

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(抄)

第六十八条 法別表第一の九十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

- 一 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第十六条の資料の提供等の求めに関する事務
- 二 子ども・子育て支援法第二十条第一項の支給認定若しくは同法第二十三条第一項の支給認定の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
- 三 子ども・子育て支援法による支給認定証に関する事務
- 四 子ども・子育て支援法第二十二条若しくは子ども・子育て支援法施行規則(平成二十六年内閣府令第四十四号)第十五条第一項の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
- 五 子ども・子育て支援法第二十三条第四項の職権による支給認定の変更の認定に関する事務
- 六 子ども・子育て支援法第二十四条第一項の支給認定の取消しに関する事務